

三朝町簡易上水道使用條例制定について

三朝町簡易上水道使用條例を制定するものとする。

昭和三十三年三月十一日 提出

三朝町長 坂出 雅

昭和卅三年 参月拾四日

議決

三朝町議会議長 天野 康



# 三朝簡易上水道使用条例

昭和三十三年三朝町条例第

号

## 第一章 総 則

(条例の目的)

第一 条 三朝簡易上水道の使用については法令其の他別に定めるものの外この条例の定めるところによる。  
(水道の管理者)

第二 条 三朝簡易上水道は町長が之を管理する。(以下「管理者」という。)

(給水区域)

第三 条 三朝簡易上水道の給水区域は当町太字余戸、片柴、砂原、三朝、山田、横手、大瀬地区内とする。但し、水量に余剰があるとき又は本町に於いて必要があると認められた時は地域外に給水することが出来る。  
(給水方法)

第四 条 上水はすべて量水器により計量給水とする。量水器は有料貸付とし給水使用者は保管の責に任ずる。但し、其の必要がないと管理者が認めた場合は此の限りでない。

(給水の種類)

第五 条 給水の種別を次の四種とする。

- 一、専用 給 一戸(世帯)の専用に使用するもの
- 二、共用 給 施設とし屋外で二戸以上の共用に使用するもの
- 三、公共用 給 町有の公共施設に使用するもの(但し、公営住宅並に専事専用益を除く)
- 四、消火 給 公設で消火の用に使用するもの

2. 前條第一号は屋内の場合に限り管理者の許可を得て二戸(世帯)以上共同使用することが出来る。  
(上水の分与販売禁止)

第六條 上水は販売することが出来ぬ。但し管理者の許可を得たものは此の限りでない。  
(給水施設所有者及給水使用者の責任)

第七條 この条例中別段の規定があるものを除いて給水施設所有者は給水施設の管理処分について給水使用者は給水の使用について一切の責任を負はなければならぬ。  
(配水施設の接触禁止)

第八條 配水管並に附屬用具給水栓以下の給水施設及び町が施した封鎖は水道係員の外誰に接触したり移動毀損することはできない。  
(給水の制限又は停止等の措置)

第九條 左の場合には給水の全部又は一部を制限停止し若くは給水程損、給水施設の變更及び修繕、移転増設、撤去を命ずることが出来る。  
一 公益又は工事上必要と認められた時  
二 変災其の他避けることが出来ぬ事故がある時  
三 水道の保全又は管理上必要と認められた時

2. 前項の給水制限又は停止は急迫の事情のほい限り限り予め其の日時及び区域を告示する。  
(町の執つた措置又は事項により損害をかけた場合の責任)

第十條 前条及び第十一條の場合並に配水管、同附屬用具、給水施設の破損、漏水其の他の事故により給水施設所有者又は一般公衆に損害をかけることがあつても町は責任を負はぬ。  
(公益上必要がある場合の給水施設等の臨時使用)

第十一條 管理者は天災事故其の他公益上必要があると認められた時は給水施設及び其の附屬用具を無償で臨時に使用し又は換用させることがある。此の場合給水施設所有者又は代表者及び使用者はこれを拒むことが出来ぬ。

(道路の新設等により配水管等の変更を要する場合の費用負担)

第十二条 道路改修、改良工事其の他によつて配水管並に附属員の移送、改造、撤去其の他変更を要する時は管理者がこれを施行し必要とする経費は特別の事由の外其の工事施行者の負担とする。又必要とする保費工事に要する費用も同じである。

(水道係員の検査(点検))

第十三条 給水に必要とする事項を検査、点検する水道係員は屋内に立入り調査する事が出来る。此の場合其の身分を示す証書を呈示しなければならぬ。

2. 前項の場合給水施設の所有者又は使用者はこれを拒むことが出来ない。

## 第二章 給水

(給水の用途)

第十四条 給水の用途を次のように区分し管理者が之を定める。

- 一、家庭用 一般家庭に使用するもの
- 二、営業用 営業に使用するもの
- 三、公共用 公共の用に使用するもの
- 四、消火用 消火に使用するもの

(給水の用途外使用禁止)

第十五条 給水は前条に規定した用途以外に使用若しくは濫用することが出来ない。但し管理者が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(共用栓の代表者)

第十六条 共用栓は一社毎に代表者を使用者が選定し連帯の上届出をしなければならぬ。代表者を変更する場合も同じである。

2. 管理者は場合により代表者を指名したり改選させることがある。

3. 代表者は給水料金を取まどめて辨付し其の他共用栓使用上に関する一切の責任を負わなければならぬ

4. 第五条第一項の専用栓共同使用者に對しては前各号の規定を準用する。

(連署の届出を要する事項)

第十七条 左の各号の一に該当する場合は給水施設所有者又は代理人代表者は使用者と連署の上予め届出をしなければならぬ。但し管理者が連署の必要がないと認めた場合はこの限りでない。

一、給水の開始又は廃止するとき

二、給水の替換又は用途を変更するとき

三、代理人又は使用者を設定変更するとき

四、所有権の変更をするとき

五、消火栓を演習使用するとき、但し火災に使用した時は事後速かに届けるものとする

### 第三章 給水施設

(給水施設の定義)

第十八条 この条列で給水施設とは配水管及びこれに附屬する給水用具を出来たすべての設備をいう。

(給水施設の所有資格)

第十九条 家屋又は土地の所有者でなければ給水施設を所有することが出来ない。但し管理者が特別の事由があると認めた場合はこの限りでない。

(給水施設工事の請求方法)

第二十条 給水施設の新設、変更、修繕、移転、増設、撤去は所有者より規定の書式により請求しむければならぬ。但し、修繕に限つて所有者又は使用者から口頭ですることが出来る。

(給水施設の所有権移転及び貸与)

第二十一条 給水施設は売買、譲渡又は貸与することが出来る。

2 前項貸与の場合には所有権又は代理人、代表者は工賃料金について使用者と連帯の責任を負わねばならぬ。又弁償金についても同じである。

(代理人の設置)

第二十二條 給水施設所有者が町内に居住しないときは工賃、料金の納入その他の事務を処分させるため町内に代理人を設けねばならぬ。

2 町内居住者であつても前項に準ずることが出来る。

(共用栓の種類変更)

第二十三條 共用栓は其の使用戸数が二戸に減じたときは専用栓に変更する。

(料率の異なる給水施設の設置基準)

第二十四條 給水使用料率の異なる給水施設を同一家屋又は構内に設けようとするときは料率が混同しないと認められたものに取りこれを許可する。

(工事の施行及び工賃の徴収)

第二十五條 第二十条の請求があつたときは管理者は調査設計の上請求者から予め概算工賃を徴収して施行する。但し、管理者は調査設計並に施工の全部又は一部を管理者の指定する水道工事業者に委託することが出来る。工賃の徴収についても同様とする。

2 前項の工賃徴収に關し緊急修繕及び官公署、学校等については此の限りでない。

3 前項の指定水道工事業者に關しては管理者が別に定める。

4 工賃中配水管から水栓の間を要するものは接続費とし其の外に要するものを取付費とし共に請求者の負担とする。

5 前項の取付費で設置したものは請求者の所有とし接続費で設置したものは本町の所有とする。

6 工事竣工後三十日以内に破損したときは施工者が責任を負う。但し、天災地変又は使用者の故意又は怠慢と認められるもの及び凍結に依る給水栓の破損の場合は此の限りでない。

(給水施設の材料)

第二十六条 給水施設口管理者が指定した材料を費用する。  
 (他人の給水管より分岐)  
 第二十七条 他人の給水管より分岐を請求しようとする者は本管所有者の承諾書を添付しなければならぬ。  
 其の施設をした後は増設変更する場合も同じである。

第四章 料 金

(使用料の徴収)  
 第二十八条 使用料金は左の区分により徴収する。但し、管理者が特に必要があると認められたものについてはこの方法に依らばい事がある。

料 金 表

種 別	甲 途	基本料金	一ヶ月に	超過料金	金額	備 考
専用柱	家庭用	一戸当り 八立方米	一七〇 円	一立方米 増毎に	二五	戸数の動業者千名以下は専用と可採とする。 千名以上は商業用とする。 A 戸全五〇名以上 B 戸全二五名以上
公用柱	商業用	CBA 一五〇 一五〇	二〇〇〇 五〇〇〇	〃	一五	戸数は動業者三十名以上は商業用
公用柱	公共用	〃	二〇〇	〃	二五	小中学校、役場、公民館、集会所、公共浴場等
消火柱	消火用	〃	五〇〇	〃	二五	消火用として使用する場合は別表材料

(使用料の算定方法)

第二十九條 使用料の算定は前条料金を基に基次の方法による。

一 使用料は毎月量水器を連続して算定する

二 量水器若しくは給水施設の故障等により使用水量が明確でないときは管理者が算定する

三 第十一條の場合の使用料金は其の月に限り管理者が算定する

四 量水器故障の百分の八を超える差異があるときは前三ヶ月平均数量を以つて算定する

五 月の十六日以後に給水を開始したとき又は十五日以前に廃止したときは其の月の基本料金は所定額の半額とする

六 第十五條但し書により管理者が必要と認め使用を許可したものであるについては普通料金の倍額徴収する事が出来る

七 量水器の故障に依り二月以上たたり点検出来ない時は各月均等に使用したものとみなす

八 給水種類を変更した場合其の翌日より変更の効力を生ずる

(使用料の徴収期日)  
第三十條 其の月の使用料は翌月十五日迄に徴収する給水停止の場合は随時これを徴収する。但し、公共用給水については別に管理者が定める。

(給水停止中の使用料)  
第三十一條 基本料金は使用の有無にかかわらず徴収する。第九條又は違反処分のため給水停止又は制限をした場合に於ても使用料は減免しない。

(共用種使用者の責任)  
第三十二條 共用種使用者は料金の納付についても運搬の責任を負わなければならない弁償金についても同じである。

(量水器使用料及各種手数料)  
第三十三條 量水器使用料給水施設設計又は材料検査手数料は別表の通り使用者又は請求者から徴収する事が出来る。



(使用料及び手数料の減免)

第三十四条 非常災害又は公益事業若しくは管理者が特別の事由があると認めるときは使用料及手数料を減免することが出来る。

### 第五章 水源地域管理

第三十五条 給水の変質、汚染を防止する為左の条項を守らなければならぬ。

- 一 水源の上流で作業をする時は事前に管理者に届出許可を受けなければならぬ
- 二 取水、配水施設地域内には特別の事情のない限りみだりに立入することは出来ない

### 第六章 違反処分

(違反処分)

第三十六条 左の各号の一に該当するときは、三月以内給水を停止又は二千円以下の過料を併科することが出来る。

- 一 給水をその用途以外に使用し又は許可なく販売したとき
- 二 量水器の機能を妨害し、其の他給水使用料の差額を図つたとき
- 三 給水停止中封緘を破損し又は止水栓を閉鎖したとき
- 四 使用料手数料又は工費を指定期間内に納付しなかつたとき
- 五 濫りに給水施設の増設、加工、変更又は撤去したとき
- 六 此の条例による届出を怠り又は虚偽の行為があつたとき
- 七 本町水道係員の職務執行を妨げたとき

### 第七章 雑則

(規則への委任)

第三十七條 此の条例の施行に關して必要な事項は規則で定める。  
(加入金についで)

第三十八條 新規加入者に關しては別に定めるところにより工費以外に加入料を徴収する。

附 則

此の条例は昭和二十二年四月一日より施行する。

